

だいごき おおさかふ ちいきふくし しえん けいかく せつめい
第5期 大阪府 地域福祉 支援 計画<だいたいの説明>

けいかく けつてい もくてき
1 計画 決定の 目的

ちいき きょうせい しゃかい ひと おな く
地域 共生 社会<いろいろな人たちが 同じように 暮らしていくことのできる 社会>

じつげん む ほうかつてき しえん たいせい せいび ちいき すす しちょうそん とりく
の 実現に 向けて、包括的な 支援 体制 整備や 地域づくりなどを 進める 市町村の 取組
みを 助けることなどにより、大阪府の地域福祉を 進めます。

だいごき おおさかふ ちいきふくし しえん けいかく けつかけ しちょうそん
第5期 大阪府 地域福祉 支援 計画では、これまで してきた結果を いかし、市町村の

とりく たす しちょうそん しゃかいふくしきょうぎかい しゃかいふくしほうじん ふくししせつ きぎょう
取組みを 助けることだけでなく、市町村や 社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、企業、
NPOなどと 協力して、地域の問題を 解決し、地域 共生 社会<いろいろな人たちが 同
じように 暮らしていくことのできる 社会>を めざします。

ちいき す ひと ちいき しゆたい ちいき しゆやく さんか
地域に 住んでいる 人たちや 地域の いろいろな主体などが「地域の主役」として 参加

し、みんなの生活や 生きがい、地域を 一緒に 作っていくこと、これは 地域福祉を 進め
る 目的と 同じで、地域 共生 社会<いろいろな人たちが 同じように 暮らしていくこと
のできる 社会>を 作るためには、地域福祉の 推進が 必要です。

ちいきふくし すす じんけん たいせつ じゅうみん ちゅうしん ふくしかつどう
地域福祉を進めるために、(1) 人権を 大切に、住民が 中心となる 福祉活動、

(2) ソーシャル・インクルージョン<みんなが仲間に入ること>、(3) ノーマライゼー
ション<みんながふつうに生活できるようにすること>を 基本にして、いろいろな取組み
を 進めていきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、法律に基づき、都道府県、大阪府の地域福祉支援計画です。

内容は、①市町村が地域福祉を進めるための協力、②地域共生社会<いろいろな人たちが同じように暮らしていくことのできる社会>を作るためにすべきことについて決めたものです。

地域共生社会<いろいろな人たちが同じように暮らしていくことのできる社会>

の実現に向けて、大阪府高齢者計画2024、第5次大阪府障がい者計画、大阪府子ども総合計画などのそれぞれの計画と一緒に進めます。

この計画は、《大阪の再生・成長に向けた新戦略》や《万博の影響を活かした大阪の将来ビジョン》、そして《保健・医療や生活に関する他の計画》とも協力して進めます。

3 計画のめざす地域社会の未来

- (1) 誰もが困ったときに、すぐ近くで助けを受けられる地域社会をめざします。
- (2) みんなが助け合いながら一緒に生活する地域社会をめざします。
- (3) いろいろな団体や人たちが協力して福祉活動を行っている地域社会をめざします。

4 計画期間

計画期間は、2024年度から2029年度までの6年間です。

なお、大阪府内の地域福祉の状況や国の取組みを見ながら、2026年度にこの計画を

点検や見直します。

5 地域福祉を進める方法

みんなで助け合う「地域共生社会<いろいろな人たちが同じように暮らしていくことのできる社会>の実現」をめざし、みんなの困りごとを、みんなで協力して、参加する場所や働く場所を作る『包括的な支援体制整備』を進めます。

6 大阪府の包括的な支援体制のイメージ

大阪府では、4つの分野（「日常生活圏域」「サービス圏域」「市町村域」「都道府県域」）に分けて、助けが必要な人をはやくみつけて正しい支援<助けること>をしてきました。

なお、「日常生活圏域」では、主に小学校区を単位とした見守り等の活動をしています。この活動だけでは、解決できない問題については、CSW<地域で困っている人を助ける仕事の人>や、地域包括支援センター、障がい児者相談支援事業所等<支援するところ>の一定の「サービス圏域」にある専門機関で支援しています。「市町村域」では、役所等<それぞれの分野の担当課、相談支援機関等>や市町村社会福祉協議会等により支援をしてきました。

「都道府県域」では、大阪府や大阪府社会福祉協議会等が広い地域・専門的な観点

から、サポートを ^{おこな} 行ってきました。

^{ちいき} 地域の ^{かんけい} 関係する人と ^{ひと} 専門機関が ^{せんもんきかん} 協力して、いつでもみんなが ^{いっしょ} 一緒に ^く 暮らせるための ^{かつどう} 活動が ^{たいせつ} 大切です。

これまでしてきた ^{ちいきふくし} 地域福祉の ^{けいけん} 経験を ^い 活かし、^{もんだい} 問題が ^{むずか} 難しくなる ^{まえ} 前に ^{こま} 困りごとのある ^{ひと} 人を ^{はや} 早く ^{しえん} みつけて ^{しえん} 支援していきます。

7 ^{ちいきふくし} 地域福祉の ^{しさく} 施策の ^{ほうこうせい} 方向性

^{だい} 第5期計画の ^{めざす} めざす ^{ちいきしゃかい} 地域社会の ^{じつげん} 実現に ^む 向けて、^{つぎ} 次の4つを ^{とりく} 取り組みます。

(1) みんなで ^{たす} 助け合うための ^あ セーフティネット < ^{こま} 困ったときに ^{たす} 助けてくれる ^{しごと} 仕組み > の

^{かくじゅう} 拡充

(2) ^{ちいきふくし} 地域福祉を ^{すす} 進める ^{ひと} 人を ^ふ 増やす

(3) ^{ちいき} 地域の ^{せいかつ} 生活と ^{ふくし} 福祉を ^{ささ} 支える ^{きばん} 基盤 ^{きょうか} 強化

(4) ^{しちやうそん} 市町村 ^{しえん} 支援

8 ^{ちいきふくし} 地域福祉を ^{ほうほう} すすめる 方法

(1) ^{だれ} 誰ひとり ^と 取り ^{のこ} 残さない ^{じゅうそうてき} 重層的な ^{かくだい} セーフティネットの ^{かくだい} 拡大

^{ちいき} 地域に ^す 住んでいる ^{ひと} 人と ^{かぞくかてい} その家族家庭が ^も 持つ ^{ふくし} 福祉 ^{もんだい} についての ^{もんだい} 問題だけでなく、^{ほけん} 保健

^{いりやう} 医療、^す 住む場所、^{しごと} 仕事につくことと ^{きょういく} 教育、^{こりつ} 孤立、^{じんけんとう} 人権等の ^{ちいきせいかつ} いろいろな「^{もんだい} 地域生活の問題」

の 解決^{かいけつ}に 役立つ^{やくだ} 支援^{しえん}＜助けること＞が 包括的^{ほうかつてき}＜すべてをまとめて＞に 提供^{ていきょう}される

体制^{たいせい}が 整備^{せいび}されるよう、市町村域^{しちょうそんいき}の すべての 場所^{ばしょ}で 属性^{ぞくせい}＜その 事物^{じぶつ}が 持つ^もている

性質^{せいしつ}＞や 世代^{せだい}に 関わらず^{かか} 受け止め^うられる 関係^{かんけい}を つくっていくことが 大切^{たいせつ}です。

① いろいろな支援^{しえん}をまとめて 行う^{おこな} 仕組み^{しく}をつくる 事業^{じぎょう}を 進める^{すす}

・ 市町村^{しちょうそん}での 支援^{しえん} 体制^{たいせい}をつくる。

・ 重層的^{じゅうそうてき} 支援^{しえん} 体制^{たいせい} 整備^{せいび} 事業^{じぎょう}を 支援^{しえん}＜助けること＞

② 地域^{ちいき} における 権利^{けんり}を 守る^{まも}

・ 地域^{ちいき}で 協力^{きょうりょく}する ネットワーク^{つく}を 作ること ・ 中心^{ちゅうしん}となる 中核^{ちゅうかく}機関^{きかん}の 整備^{せいび}

・ 権利^{けんり}を 守るための 環境^{かんきょう}を 整備^{せいび}

・ 成年^{せいねん} 後見^{こうけん} 制度^{せいど}＜判断^{はんだん}がむずかしい人^{ひと}を 助ける^{たす} 仕組み＞を 支える^{ささ} 人^{ひと}を 確保^{かくほ}

・ 配慮^{はいりょ}を 必要^{ひつよう}とする 人^{ひと}が 消費^{しょうひ}者^{しや} 被害^{ひがい}等^{とう}にあわないようにする

③ 生活^{せいかつ}に 困っている人^{こま}を 支援^{しえん}＜助けること＞

・ 生活^{せいかつ}に 困っている人^{こま}を 支援^{しえん}＜助けること＞

・ 子どもの 貧困^{ひんこん}への 対策^{たいさく}

・ 仕事^{しごと}につくことへの 支援^{しえん}＜助けること＞等^{など}

④ いじめや DV＜家^{いえ}で 殴る^{なぐ}などの 暴力^{ぼうりょく}＞から 守るための 地域^{ちいき}の 取組み^{とりく}を すすめる

・ 地域^{ちいき}での 理解^{りかい}を 進める^{すす}など

・ 相談^{そうだん} 機能^{きのう}の 強化^{きょうか}と 関係^{かんけい}する 機関^{きかん}の 協力^{きょうりょく}

- ・市町村へ広く、専門的に支援＜助けること＞

⑤ いろいろな問題への対応

- ・分野にまたがる問題に対応
- ・ひきこもりを支援＜助けること＞
- ・ヤングケアラー＜家族の介護や代わりに家事をする子どものこと＞を

支援＜助けること＞

- ・自殺をふせぐための対策
- ・依存症＜やめることができない病気＞への対策
- ・困っている女性を支援＜助けること＞
- ・孤独や孤立をふせぐための対策

〈目標・基準〉

- ・重層的支援体制整備事業と重層的支援体制整備事業への移行準備

事業をおこなう

市町村数（令和11（2029）年度 全市町村）

- ・日常生活自立支援事業を待っている人の解消等をめざすとともに、権利を守ることへの支援＜助けること＞を必要とする人が正しい支援＜助けること＞を受けられるための市町村支援＜助けること＞をします。

・ 中核 機関が 整備された 市町村数 (令和11 (2029) 年度 全市町村)

・ 成年 後見 制度を 支える 人を 確保

① 市民 後見人 養成・支援 事業 市町村数

(令和11 (2029) 年度 全市町村)

② 法人 後見 実施 団体の 育成について、市町村等と 協力して 取組めます。

・ 生活 困窮者 自立 支援 制度による 努力 義務<できるだけ、しなくてはならない

こと>事業を行っている

役所数 (令和11 (2029) 年度 35役所)

・ 仕事や学校に行けず、家族以外の人と話さない人を早くみつけた 正しい 支援を受け

られるようにする

・ ヤングケアラー<家族の 介護や 代わりに 家事をする子どものこと>相談をする

場所の 設置 (令和11 (2029) 年度 全市町村)

(2) 地域福祉に取り組むいろいろな 人づくり

大阪府は、今の 民生 委員 制度の 前の「方面委員制度」をほかの他府県より 先に つ

くるなど、社会福祉法を 先取りする いろいろな 福祉 サービスを行ってきました。いま

での取組みを大切にしつつ、みんなが 活躍できる 全員 参加の 地域づくりを進めるこ

とにより、新しい 地域福祉の 創造と 実行を めざします。

①^{ちいきふくし}地域福祉のコーディネーター^{ひと}〈^{まとめる}まとめる人〉の^{きょうりょく}協力

- ・^す住んでいる^{ちいき}地域での^{みまも}見守りを^{きょうか}強化して困っている人を見つけ、助けてくれる人

につなぐ

- ・^{ちいきふくし}地域福祉の^{かんけい}ネットワーク〈^{かんけい}関係〉づくり

- ・^{ちいき}CSW〈^{こま}地域で^{ひと}困っている人を^{たす}助ける^{しごと}仕事の人〉の^も持つ^{ちから}力の^{こうじょう}向上

②^{みんせいいいん}民生委員・^{じどういいん}児童委員が^{かつどう}活動しやすい^{かんきょう}環境^{せいび}整備

- ・^{みんせいいいん}民生委員・^{じどういいん}児童委員の^{ささ}支える^{ひと}人の^{かくほ}確保と^{かつどう}活動^{かんきょう}環境^{せいび}整備

- ・^{みんせいいいん}民生委員・^{じどういいん}児童委員の^も持つ^{ちから}力の^{こうじょう}向上と^{フォローアップ}フォローアップ〈^{かくにん}あとでの確認〉

- ・^{みんせいいいん}民生委員・^{じどういいん}児童委員と^{かんけい}関係する人たち^{そしき}組織との^{かんけい}ネットワーク〈^{かんけい}関係〉づくり

③^{じぶん}ボランティア〈^{ほか}自分から^{ひと}他の人^{たす}を助ける人〉の^{さんか}参加^{そくしん}促進・^{きかい}いろいろな機会

の^{そうしゅつ}創出

- ・^{さんか}ボランティアなどの^{そくしん}参加促進

- ・^{そだ}ボランティアを育てる

- ・^{ふくし}福祉・^{きょういく}ボランティア^{すす}教育を進める

- ・^{ちいき}地域づくりに^{はたら}つながる^{ひと}働く人の^{いくせい}育成

④^{じしん}地震や^{おおあめ}大雨のときに^に逃げるための^{きょうりょく}協力が^{ひつよう}必要な人^{ひと}に^{たい}対する^{しえん}支援^{たいせい}体制の^{じゅうじつ}充実

- ・^{ひなん}避難^{こうどう}行動^{しえん}支援^{たいせい}体制の^{じゅうじつ}充実

- ・^{さいがい}災害^{はけん}派遣^{ふくし}福祉^{たいせい}チームの^{きょうか}体制強化

しゃかいふくしせつ さいがい たいさく
・社会福祉施設 における 災害 対策

かいご ふくし じんざい かくほ
⑤介護・福祉 人材の 確保

かいご ふくし じんざい かくほ ていちゃく む とりく
・介護・福祉 人材の 確保・定着に 向けた 取組み

さんにゆう そくしんとう
・参入 促進等

ししつ こうじょう
・資質の 向上

きょういく ほいく たんとう ひと かくほ
⑥教育・保育 を担当する人の 確保

そだ しごと
・育てて 仕事を してもらう

しごと ひと おな かいしゃ はたら とりく
・仕事を する人が 同じ会社で 働くための 取組み

ひと も ちから こうじょう
・その人が 持つ 力の 向上

もくひょう きじゆん
〈目標・基準〉

ちいき こま ひと たす しごと ひと おお し ちゅうしんし いがい ぜんちゅう
・CSW<地域で困っている人を助ける仕事の人> を大きな市・中心市 以外の全中

がっこうく めい はいち
学校区に 1名の 配置を すすめます。

ちいき かつどう それぞれの コーディネーター<まとめる人>が お互いの

きのう やくわり りかい せいど あいだ う けんしゅうとう
機能・役割を 理解します。制度の 間を 埋める つながりが できるよう、研修等に

ちいきふくし コーディネーターの 養成を 市町村に 働きかけます。

とく さいがい きけん たか ばしよ す ひと さいがい たいさく きほんほう
・特に 災害の 危険が 高い 場所に 住んでいる人について、災害 対策 基本法 の

みなお ねん ねん いない こべつ ひなん けいかく つく
見直しから だいたい5年(2026年) 以内の 個別 避難 計画を 作ることを めざす

市町村を支援＜助けること＞します。

・災害が起きた時、問題がないかの確認がすぐに出来るよう、市町村や関係する人々と協力します。災害がない時からの見守りなどの取組みをすすめます。

・必要な介護・福祉人材の確保

・教育・保育人材の確保により、教育や保育を必要とするすべての人が学校や保育園などにいけることをめざすとともに、研修等の実施による保育の質の向上を行います。

(3) 地域の生活と福祉を支える基盤強化

地域共生社会＜いろいろな人たちが同じように暮らしていくことのできる社会＞とは、子ども、年をとった人、障がいがある人、ない人等のすべての人たちが幸せに暮らしていくことのできる社会です。このため、「支える人」と「受ける人」に分かれるものではありません。みんなで支え合いながら、自分らしく活躍できる環境を育てます。福祉等の地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを役所や地域に住んでいる人、社会福祉法人・福祉施設、NPO＜社会のために活動する人たち＞などのいろいろな人たちが協力して、つくっていくものです。

① ^{あんぜん}安全・^{あんしん}安心に ^く暮らせる ^{いえ}家と ^{ふくし}福祉の ^{まちづくり}まちづくりの ^{すいしん}推進

・ ^{じゅうたく}住宅 ^{かくほ}確保に ^{はいりよ}配慮が ^{ひつよう}必要な ^{ひと}人への ^{しえん}支援<^{たす}助けること>

・ ^{ふくし}福祉 ^{ゆうしょう}有償 ^{うんそう}運送の ^{しんこう}振興

・ ^{あんぜん}安全・^{あんしん}安心な ^{ふくし}福祉の ^{まちづくり}まちづくり

・ ^{しょう}障がいなど ^{りゆう}理由があつて ^{しえん}支援<^{たす}助けること>や ^{はいりよ}配慮なしに ^{はたら}働くことが ^{むずか}難しい

^{ひと}人への ^{しえん}支援<^{たす}助けること>

・ ^{ぎょうせい}行政の ^{ふくしか}福祉化の ^{とりく}取組みにおける ^{ふくし}福祉 ^{しきく}施策の ^{すいしん}推進

② ^{しゃかいふくしきょうぎかい}社会福祉協議会に ^{たい}対する ^{かつどう}活動 ^{しえん}支援<^{たす}助けること>

・ ^{ふしやきよう}府社協の ^{かつどう}活動 ^{しえん}支援<^{たす}助けること>

・ ^{ちいき}地域 ^{こうけん}貢献 ^{いいんかい}委員会

・ ^{ちいき}地域 ^{ふくしりよく}福祉力 ^{きょうか}強化

③ ^{ちいき}地域の ^{いろいろ}いろいろな ^{しゅたい}主体 (^{かいしゃ}会社、^{しゃかいふくしほうじん}社会福祉法人・^{ふくししせつとう}福祉施設等、^{りんぽかん}隣保館、NPO など)

との ^{きょうどう}協働

・ ^{いろいろ}いろいろな ^{しゅたい}主体に ^{とりく}取組みを ^し知ってもらう

・ ^{ふくし}福祉 ^{ぶんや}分野 ^{いがい}以外との ^{きょうどう}協働の ^{すいしん}推進

・ ^{たせだい}多世代・^{たぶんや}多分野が ^{であ}出会う ^{プラットフォーム}プラットフォームの ^{そくしん}促進

④ ^{ふくし}福祉 ^{ききん}基金の ^{りよう}利用・^{すいしん}推進

・ ^{ふくし}福祉 ^{ききん}基金の ^{よい}良い ^{つか}使い方 ^{かた}かた

・助成^{じよせい}＜助けること＞^{たす}事業^{じぎょう}を みんなに ^し知ってもらう

⑤矯正^{きようせい} 施設^{しせつ} 退所^{たいしょ}＜出る＞^で 予定者等^{よていしやとう}について 社会^{しゃかい} 復帰^{ふっき} 支援^{しえん}

・地域^{ちいき}の 支援者^{しえんしや}への 理解^{りかい} 促進^{そくしん}

・地域^{ちいき} 生活^{せいかつ} 定着^{ていちゃく}＜しっかりと ^ね根づくこと＞支援センター＜支援^{しえん}を受けるとこ

ろ＞の 課題^{かだい} 検討^{けんとう}

・もう一度^{いちどわる}悪いことをしないための^{とりく}取組み

⑥ほかの人に確認^{ひと かくにん}してもらうことで福祉サービス^{ふくし}の質^{しつ}を向上^{こうじょう}させる

・ほかの人に確認^{ひと かくにん}してもらうようにする

・確認^{かくにん}するときの目安^{めやす}の 見直し^{みなお}

・確認^{かくにん}する人のための^{ひと}研修^{けんしゅう}の 実施^{じっし}

・第三者^{だいさんしや} 委員^{いいん}の 設置^{せっち} 促進^{そくしん} 及び スキルアップ^{およ}＜能力^{のうりよく}を上げること＞^あ

・市町村等^{しちょうそんとう} 関係^{かんけい}する 組織^{そしき}との 協力^{きょうりよく} 強化^{きょうか}

⑦困^{こま}っている人の 生活^{ひと}を 助ける^{せいかつ} 仕事^{たす}をしている会社^{しごと}や団体^{かいしや だんたい}への 適切な^{てきせつ}指導^{しどう} 監査^{かんさ}

・社会福祉法人等^{しゃかいふくしほうじんとう}への 指導^{しどう}監査^{かんさ}

・事業^{じぎょう} 運営^{うんえい}の 確保^{かくほ}

＜目標^{もくひょう}・基準^{きじゆん}＞

・居住^{きじゆう} 支援^{しえん} 協議会^{きぎょうかい}をつくった 市区町村^{しくちやうそん}の人口^{じんこう}＜住む人の数^す＞カバー率^{ひと かず}＜どれ

だけの人が含まれているか>を 2030年度末までに 50%以上を めざし、市町村ごと

役所ごと単位での 居住 支援 協議会の 設立<つくる>を じぶんから すすんで

支援<助けること>します。

(4) 市町村 支援

大阪府は、難しい問題の 解決や たくさんの市町村 が困っている 問題への 対応、

市町村の 地域にあわせた 取組みの 支援<助けること>をします。

① 市町村の 取組みに 対する 支援<助けること>

・ 難しい問題の解決

・ 地域に 合わせた 施策 立案の支援<助けること>

・ 新しい 地域 福祉の 取組みへの 支援<助けること>

② 市町村 地域 福祉 計画等の 決定・ 修正についての支援<助けること>

・ 市町村 地域 福祉 計画等の 決定・ 修正についての支援<助けること>

9 計画を進めるための体制

本計画を 進めるため、地域に 住んでいる人や市町村、<役所などの 公的 機関でない>

民間団体等の いろいろな人たちに知ってもらって、協力しあいながらすすめます。

また、地域 共生 社会<いろいろな人たちが 同じように 暮らしていくことのできる

しゃかい じつげん む あたら とりく たいおう ほんけいかく すす
社会>の 実現に 向けた 新しい 取組みに 対応しながら本計画を進めます。